# 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令 （昭和二十二年政令第三十五号）

#### 第一条

最高検察庁は、これを東京都に置く。

#### 第二条

別表第一表上欄記載の各高等裁判所に対応する各高等検察庁の名称及び位置を同表下欄記載の通り、別表第二表上欄記載の各地方裁判所に対応する各地方検察庁の名称及び位置を同表下欄記載の通り、別表第三表上欄記載の各簡易裁判所に対応する各区検察庁の名称及び位置を同表下欄記載の通りそれぞれ定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

# 附則（昭和二二年七月一八日政令第一四一号）

この政令は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

# 附則（昭和二三年一二月二七日政令第三八二号）

この政令は、昭和二十四年一月一日から施行する。

# 附則（昭和二四年五月二四日政令第一〇一号）

この政令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

# 附則（昭和二五年三月三一日政令第四四号）

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和二六年五月八日政令第一三九号）

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

# 附則（昭和二七年六月一二日政令第一八七号）

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

# 附則（昭和二八年四月二三日政令第七九号）

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

# 附則（昭和二九年四月二四日政令第八七号）

##### １

この政令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三〇年七月一五日政令第一二五号）

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

# 附則（昭和三一年四月一三日政令第九一号）

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三二年四月一六日政令第六八号）

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三三年四月二五日政令第八六号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三四年三月七日政令第二七号）

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三五年四月二六日政令第一一一号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

# 附則（昭和三六年三月一八日政令第三一号）

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三七年三月二九日政令第八二号）

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

# 附則（昭和三八年五月二四日政令第一七〇号）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

# 附則（昭和三九年四月三〇日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年七月二八日政令第二一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年四月一日政令第七三号）

この政令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

# 附則（昭和四六年六月一〇日政令第一八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月二七日政令第九六号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附則（昭和四八年四月二五日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年四月七日政令第一〇五号）

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一二月二五日政令第四一一号）

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成三年一一月一日政令第三三九号）

この政令は、平成四年一月一日から施行する。

# 附則（平成五年二月三日政令第一四号）

この政令の規定は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（以下「検察庁政令」という。）別表第三表大阪簡易裁判所の項を改め、並びに同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削る改正規定並びに第二条中検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（以下「検察審査会政令」という。）別表大阪地方裁判所の項の改正規定  
    
    
  平成五年四月一日
* 二  
  第一条中検察庁政令別表第三表名古屋簡易裁判所の項を改め、並びに同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削る改正規定並びに第二条中検察審査会政令別表名古屋地方裁判所の項の改正規定  
    
    
  平成五年四月八日

# 附則（平成六年七月一日政令第二一八号）

この政令は、平成六年九月一日から施行する。

# 附則（平成八年一月三一日政令第一六号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年三月五日政令第三三号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三日政令第五六号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年四月一三日政令第一六一号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成一五年四月一六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二九日政令第三三四号）

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一七年三月一九日政令第五七号）

この政令は、平成十七年三月二十一日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二五日政令第五七号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
ただし、別表第三表篠山簡易裁判所の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

# 附則（令和二年三月二七日政令第六四号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附則（令和三年三月二四日政令第五九号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。